

## あわら市監査委員告示 第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、あわら市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和5年11月30日

あわら市監査委員 北 島 登

### 記

#### 1 監査の種別

財政援助団体等監査（指定管理者）

#### 2 監査の範囲

令和4年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

#### 3 監査の対象

公の施設の名称	あわら市老人福祉センター市姫荘
指定管理者	社会福祉法人あわら市社会福祉協議会
施設の所管課	あわら市健康福祉部健康長寿課

#### 4 監査の期間

令和5年9月20日から令和5年11月15日まで

#### 5 監査実施日

令和5年11月15日

#### 6 監査の方法

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置き実施した。

監査の実施にあたっては、関係書類の調査を行うとともに、監査対象施設に出向き、指定管理者及び関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

## 7 監査委員の除斥

地方自治法第 199 条の 2 の規定により、伊東秀一監査委員は除斥した。

## 8 監査の着眼点

### 【指定管理者に関する事項】

- ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用促進のための努力はなされているか。
- エ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正か。また、他の事業との会計区分は明確か。
- オ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。

### 【所管課に関する事項】

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。
- ク 指定管理者において施設の利用促進を図る事としている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

## 9 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については改善や検討が望まれる。

なお、監査の過程で確認した軽微な事項については、その都度、確認及び指示・助言を行い、措置を講じる旨を確認したため省略する。

## 《指摘事項》

【所管課：健康福祉部健康長寿課】

特になし

【指定管理者：あわら市社会福祉協議会】

### (1) 不適正な支払い事務処理

#### ・起票伝票の記載内容の不備

「支払い方法」や「支払日」等の内容の記載漏れや「件名」の誤りが複数見受けられた。

#### ・起票伝票の添付書類の不備

請求書の未添付のほか、賃金や通勤手当の勤務実績を確認できるタイムカードの写し、修繕料や保守業務委託料の見積書や契約書（請書）、請求明細など、支払いや請求内容を確認できる必要書類の添付のないものが多数あった。

また、添付書類の確認印や請求日の記載漏れ、起票伝票と別内容の書類添付などの誤りが散見された。

#### ・支払額の誤り

給与や賃金、手当等の支払明細を管理している計算表（エクセル）が不適正で、支払額の誤りにつながっていたものがあった。

以上、支払い事務処理において、不適正な処理が多数見受けられたことから、複数でのチェック体制を強化し、適正な事務処理に努められたい。

### (2) 不適切な事務執行

契約行為のない業務等の委託が複数確認された。長期間にわたり、自動更新の契約書を基に修繕や保守点検業務を委託して施設を管理していたが、数年前に契約書原本を文書処理で廃棄してしまった以降も、再契約することなく同一業者に同一額で業務を委託していた。

契約事務の在り方について再確認し、適正な契約事務に基づいて予算を執行するよう努められたい。

### (3) 起票伝票や領収書類の整備、保存の不備

起票伝票が他事業の綴りに紛れて、適正に管理されていないものがあった。伝票及び関係書類については事業毎に綴り、適正に管理するよう努められたい。

#### (4) 支払口座の誤り

支出伝票の起票段階で納品・請求業者と支払業者を誤って処理し、本来振込むべき業者の口座に支払いがなされていない案件があった。未払いの状況が現在も継続している。

双方の業者に支払の有無を確認し適正に支払処理をするとともに、複数でのチェック体制を強化し、適正な事務処理と再発防止に努められたい。

#### (5) 支払遅延

請求日から支払日まで 60 日以上経過していた処理があった。  
支払遅延防止法に基づき、適正かつ速やかに支払処理をするよう努められたい。

#### **《意見・要望等》**

【所管課：健康福祉部健康長寿課】

【指定管理者：あわら市社会福祉協議会】

#### 老人福祉センター市姫荘の利用促進及び利用奨励の取組みについて

老人福祉センター市姫荘の指定管理者が行う業務については、「あわら市老人福祉センター条例」、及び指定管理に関する「基本協定書（5年間）」「年度協定（単年度）」において業務内容が定められており、あわら市社会福祉協議会が指定管理者としてその業務を遂行している。

これらの指定管理業務の遂行や指定管理委託料の費用対効果等を評価・検証する上では、建物の管理だけではなく、施設の利用促進や利用奨励のための取組みや、利用者数の状況など詳細な事業報告が求められると考える。

しかし、指定管理者から提出されている事業報告内容では、利用者数の実績数のみで具体的な報告内容はなく、今回の監査では指定管理業務が施設管理のみになっているように思われた。

この件についての調査では、市は指定管理者においては、関係法令や協定等に従って業務遂行をしていると認識しており、ここ数年のコロナ禍の影響や介護保険サービスの充実、趣味・趣向の多様化などから、市姫荘の利用促進及び利用者増の成果につなげるのが厳しい状況であると一定の理解を示している。

また、基本協定書で業務範囲に掲げている相談、講座や研修会等の開催、レクリエーション・趣味活動、身体機能の回復訓練等の実施は、市姫荘の利用や利用者数増に直結する取組みであるが、その一部を市から委託している介護予防事業の中で置き換えて実施している。一方で社会福祉協議会は、老人福祉センターで行われている各種活動については、別の委託事業の中で取り組み内容を報告しているので、実際には建物の管理が主になっていると認識している。

令和4年度の市姫荘利用者数は延 2,622 人、1 営業日あたり 10 人未満で、送迎バスを利用した来所者は 5~6 名程度だが、日によっては乗車数が 0 人の日もあった。浴場は週 4 日ボイラーで湯を沸かしているが、1 日の入浴者数も 1 桁という現状であった。

これに対して、令和 4 年度指定管理委託料 約 7,850 千円 のうち、バス送迎に係る経費は車輛費（バス・ワゴン車燃料費、車検費用）約 410 千円、非常勤職員給与（バス運転手 1 名）約 1,700 千円。また、浴場利用に係る経費は水道光熱費（電気代、水道代）1,370 千円、燃料費（A 重油、ガス代、灯油代）約 770 千円が支出されていた。

その他、市姫荘の利用や利用者数増に直結する取組みの一部を、介護予防事業の中でサロン事業として実施しているが、令和 4 年度のサロン事業の開催は 98 回、参加延べ人数は約 550 人であった。

このような状況も踏まえて、指定管理で委託する業務の範囲については、建物の管理だけではなく、施設の利用促進や利用奨励のための取組み等についても費用対効果の観点から十分に検討されるのが望ましいと意見する。